

# 索道事業運送約款

制定 昭和49年11月 1日

改正 平成16年12月10日

(適用範囲)

## 第1条

比布町の経営する索道事業に関する運送契約は、この約款の定めるところにより行います。

この約款に定めない事項については法令の定めるところにより、法令に定めないときには一般の慣習によります。

(係員の指示)

第2条 旅客に対し安全輸送と秩序の維持のため必要な場合には、びっぷスキー場係員（以下「係員」という。）が指示を行います。その指示に対しては必ず従っていただきます。

(運送の引受け)

第3条 びっぷスキー場は、次の規定により運送の引受けを拒否する場合を除いては、旅客運送を引受けます。

(運送の引受けの拒否)

第4条 びっぷスキー場は、次に該当する場合には、旅客運送の引受けを拒否します。

- (1) 有効な乗車券を所持していないとき。
- (2) 係員の指示に従わないとき。
- (3) 該運送に関し、旅客から特別の負担を求められたとき。
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (5) 旅客の状態等から運送上の安全を期しがたいと認められるとき。
- (6) 危険品等を所持しているとき。
- (7) 天災その他やむを得ない事由による輸送上の支障があるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか正当の事由のあるとき。

(乗車券等の発売)

第5条 びっぷスキー場は、乗車券等を出札所等において発売します。

(乗車券等の効力)

第6条 乗車券等は、券面記載の条件で使用する場合に限りその効力を有します。

- 2 びっぷスキー場がその運賃、料金を変更した場合、変更前において発行した乗車券等は、その券面表示運賃の額に係わらず通用期限内は有効とします。
- 3 びっぷスキー場で有効な乗車券等以外のものを使用したときは、無効とします。

- 4 乗車券等は、次の各号の1に該当する場合は、無効とします。
  - (1) 券面記載の条件によらないで使用したとき。
  - (2) シーズン券を、その記名人以外が使用したとき。
  - (3) 改造又変造若しくは偽造して使用したとき。
  - (4) 券面記載事項が判読困難なものを使用したとき。
- 5 乗車券等は、購入されたお客様のみ使用可能とし効力を有します。他人への贈与または売却することを禁止し、その場合は無効なものとし回収します。

(乗車券の提示等)

第7条 びっぷスキー場は、旅客の乗車時において、旅客に対し乗車券の提示を求め、乗車券の種類等により確認、入缺又は回収します。

(運賃、料金及び適用方法)

第8条 びっぷスキー場が旅客から収受する運賃、料金及び適用方法は、別掲運賃表及び別に定める適用方法によります。

(運転中止の場合の運送途中の乗客に対する取扱い)

第9条 天災その他やむを得ない事由により索道の運転を中止した場合の乗客に対しては、運転再開後における有効乗車券の無償交付等必要な継続運送の措置を行います。

(運賃の払戻し)

第10条 天災及び当社の責任により索道の運転ができないときは、別に定める規定により払戻しを行います。ただし、風雪等により運転に危険を生ずるおそれから一時的に運転を中止する場合は、この限りではありません。

(責任の始期及び終期)

第11条 びっぷスキー場の運送に関する責任は、旅客が第7条の行為を行ったときに始まり、降車したところをもって終ります。

(乗客の禁止行為)

第12条 乗客は、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 搬器から飛び下り又は所定の位置以外で乗降すること。
- (2) スキーや搬器を揺すぶること。
- (3) 横乗り等危険な姿勢で乗車すること。
- (4) その他安全輸送を妨げる行為をすること

(乗客の注意義務)

第13条 乗車時の注意義務は、次の各号のとおりとします。

- (1) 利用に不安な者は、係員にその旨を申し出ること。
- (2) 「乗り場位置」に素早く移動し、スキー、ボードを正しく前に向けて搬器を待つこと。

- (3) 乗れなかったら、直ぐに搬器から離れること。
  - (4) スキーやストックが隣の搭乗者の迷惑にならないようにすること。
  - (5) リュック等は膝に載せ、衣服等の紐にも注意すること。
  - (6) ボーダーは、流れ止めをつけ、ハイバックをたたんで乗車すること。
- 2 乗車中の注意業務は、次の各号のとおりとします。
    - (1) 搬器に深く腰をかけ、セフティーバーのあるときは下ろす。
    - (2) 搬器の上でふざけたり、後ろを向いたりしないこと。
    - (3) スtock等で柱などに触らないこと。
  - 3 降車時の注意義務は、次の各号のとおりとします。
    - (1) 「おりば」が近づいたら降りる準備をし、降りた後は真っ直ぐに前進すること。
    - (2) 降りられなかったら、そのままイスに座っていて係員の指示を待つこと。
  - 4 その他、係員の指示に従うこと。

(乗客に関する責任)

第14条 びっぷスキー場は、索道の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときはこれによって生じた損害を賠償する責をおいます。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 索道の運行に関しびっぷスキー場が法令の規定する注意を怠らなかったこと、又は索道施設に欠陥及び機能の障害がなかったこと等が証明されたとき。
- (2) 事故が専ら当該旅客の故意又は過失に基づいて発生したことが証明されたとき。なお、当町に一部過失があった場合を除きます。

(携帯品等に関する責任)

第15条 びっぷスキー場は、旅客の運送に関して生じた、スキーその他の携帯品等の滅失又はき損による損害については、これを賠償する責を負いません。ただし、その滅失又はき損が当町の過失によるものであるときは、この限りではありません。

(旅客の責任)

第16条 びっぷスキー場は、旅客がこの運送約款の規定を守らなかったこと等により当町が損害を受けたときは、その旅客に対してその損害の賠償を求めます。

(割増運賃等)

第17条 びっぷスキー場は、旅客が所持する乗車券が、第6条第3項及び第4項の規定によりその乗車券等を無効とされたときは、旅客からその乗車券等に相当する額及びこれと同額以内の割増賃金等を申し受けます。

附則

この約款は、平成16年12月10日から実施します。